

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成31年3月26日（火） 8：24～8：36

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

櫻田義孝 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○国会提出案件 5件

○公布（法律） 6件

○政令 25件

○人事 5件

○報告 2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣官房副長官：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「シップ・リサイクル条約」への加入について、御決定をお願いいたします。本条約は、昨年の通常国会で承認を得たものであります。

次に、「利根川水系及び荒川水系」における水資源開発基本計画の一部変更について、御決定をお願いいたします。本件は、水資源開発促進法に基づき、基本計画を変更するものであり、矢木沢ダムをはじめ、これまで本計画で建設した全施設をあらかじめ掲載しておくことにより、今後予定される施設の改築事業を機動的に行うとするものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県宜野湾市が市道改修工事を実施するため、同市の「普天間飛行場」を共同使用するもの等、計8件であります。

次に、「第4回アジア・太平洋水サミットの開催」について、御了解をお願いいたします。本件は、アジア・太平洋水フォーラム及び熊本市の共催により、来年10月に開催される第4回アジア・太平洋水サミットに対し、関係行政機関が必要な協力を行うとするものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令」は、同法のうち、国及び地方公共団体の責務並びに特定複合観光施設の基準等に関する規定の施行期日を本年4月1日と定めるものであり、「同法施行令」は、同法の一部の施行に伴い、特定複合観光施設に係る国際会議場施設の基準等を定めるものであります。

次に、宮内庁及び金融庁の各組織令の一部を改正する2政令は、所掌事務の的確な遂行を図るため、公文書監理官を新設する等の改正を行うものであります。

次に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第2条第3項の政令で定める日を定める政令」は、預金保険機構から指定活用団体に対する休眠預金等交付金の交付を可能とする事業年度が属する日を本年4月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、エストニア国駐箚大使柳沢陽子外2名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員等9機関45名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房、農林水産省、国土交通省及び日本ユネスコ国内委員会委員人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、気象庁長官橋田俊彦が退官し、その

後任に、気象庁予報部長関田康雄を充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外5件について、御決定をお願いいたします。

次に、柿原邦夫外132名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、平成30年度第3・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、昨年10月から12月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは358件、自衛隊員によるものは61件となっております。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「地方税法等の一部改正法」外5件の法律について、公布の御決定をお願いいたします。

次に、政令20件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」は、同法等の一部改正法の施行に伴い、不動産取得税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、自動車税の種別割の税率の引下げ等に対応した所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令」は、同法の施行に伴い、特別法人事業税に係る徴収金に係る納付額の計算方法等を定めるものであります。

次に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同法の施行に伴い、地方公共団体の標準財政規模の算定等における森林環境譲与税の取扱いを定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整理政令」は、同改正法の施行に伴い、標準財政規模の算定方法の特例を定める規定等について、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、所得税法等の一部改正法の関係政令14件について、申し上げます。「所得税法施行令」、「法人税法施行令等」及び「地方法人税法施行令」の一部を改正する各政令は、外国税額控除等について所要の規定の整備を行うものであり、「相続税法施行令の一部を改正する政令」は、配偶者居住権の評価に係る細目等を定めるものであり、「消費税法施行令の一部を改正する政令」は、外国人旅行者向け消費税免税制度に係る細目等を定めるものであり、「地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令」は、地方揮発油税に係る担保の額の算定割合等を変更するものであり、「国税通則法施行令の一部を改正する政令」は、口座管理機関及び振替機関の加入者情報の管理方法等を定めるものであり、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」は、特定事業継続力強化設備等の特別償却制度に係る細目等を定めるものであり、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、外国居住者等の金融口座情報の報告制度に

係る細目を定めるものであり、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令」は、相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例等を定めるものであり、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、租税特別措置に含まれない規定について、その範囲の見直し等を行うものであり、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の納税猶予制度の特例に係る細目等を定めるものであり、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」は、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の適用期限の2年延長等を行うものであり、「マイナンバー法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令」は、証券口座を開設し、金融機関にマイナンバーを告知していない場合について、その告知期限の延長等を行うものであります。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正法の関係政令2件について、申し上げます。「関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等を行うものであり、「畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、乳児用液体ミルクの原料となる調製ホエイが関税割当の対象となることから、独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを不要とするものであります。

- 菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。
- 石田国務大臣：独立行政法人統計センター理事長椿広計は3月31日付けで任期満了となりますが、その後任に、元一般財団法人日本統計協会専務理事笹島誉行を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、財務大臣。
- 麻生国務大臣：3月31日に任期満了となる独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 柴山国務大臣：独立行政法人日本学生支援機構をはじめ5の独立行政法人の長、国立大学法人筑波大学をはじめ18の国立大学法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 根本国務大臣：独立行政法人労働者健康安全機構をはじめ5法人の長について、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、農林水産大臣。
- 吉川国務大臣：独立行政法人農林水産消費安全技術センターの理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

- 世耕国務大臣：独立行政法人工業所有権情報・研修館をはじめ4法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、国土交通大臣。
- 石井国務大臣：独立行政法人都市再生機構外1法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、環境大臣。
- 原田国務大臣：独立行政法人環境再生保全機構理事長福井光彦氏は、3月31日に任期満了となりますが、その後任として、小辻智之氏を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。
御発言はございますか。
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (平成31年)
(3月26日) (火)

◎ 一般案件

資 料
あ り

- 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約への加入について
 (決定) (外務省)
- 〃 ○ 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について (決定) (国土交通省)
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還, 共同使用及び追加提供について (決定) (防衛省)
- 〃 ○ 第4回アジア・太平洋水サミットの開催について
 (了解)
(国土交通・外務・文部科学・厚生労働・
) 農林水産・経済産業・環境省)

◎ 国会提出案件

資 料
あ り

- { 1. 衆議院議員森山浩行 (立憲) 提出新元号の公表時期に関する質問に対する答弁書について
 (決定) (内閣官房)
- { 1. 衆議院議員山内康一 (立憲) 提出県民経済計算及び市民経済計算の推計方法の変更に関する質問に対する答弁書について (決定)
 (内閣府本府)
- { 1. 衆議院議員柚木道義 (無) 提出革新的な新薬の承認及び保険適用の推進に関する質問に対する答弁書について (決定) (厚生労働省)
- { 1. 衆議院議員櫻井周 (立憲) 提出フランチャイズ・システムにおける問題に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

1. 衆議院議員井出庸生（社保）提出農業分野の特定技能外国人等の労働時間に関する質問に対する答弁書について（決定）（農林水産省）

◎政 令

資料あり
資あり

- 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（決定）
（特定複合観光施設区域整備推進本部・国土交通省）
- 〃 ○特定複合観光施設区域整備法施行令（決定）
〔特定複合観光施設区域整備推進本部・
内閣府本府・財務・国土交通省〕
- 〃 ○宮内庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（宮内庁）
- 〃 ○金融庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（金融庁）
- 〃 ○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第2条第3項の政令で定める日を定める政令（決定）
（金融庁・財務省）

◎人 事

資料あり
資あり

- 特命全権大使柳沢陽子外2名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員等の任命につき、両議院の同意を求めることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員等の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし
資なし

☆判事本中本敏嗣外105名を判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事豊島英征を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり
資あり

☆元愛媛県事務吏員柿原邦夫外132名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 報 告

- 資料あり ☆ 国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について (内閣官房)
- 〃 ☆ 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について (防衛省)

[○署名あり ☆署名なし]

準備のため

〔平成31年〕
〔3月26日〕 (火)

◎公布（法律）

資料
なし

- ☆
- 1. 地方税法等の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（決定）
 - 1. 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（決定）
 - 1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 所得税法等の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料
あり

- 地方税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 所得税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 法人税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 地方法人税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 相続税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 消費税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

資料あり
資料あり

- 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (財務省)
- // ○ 国税通則法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- // ○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得
税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正
する政令 (決定) (財務・総務省)
- // ○ 租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を
改正する政令 (決定) (同上)
- // ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
施行令の一部を改正する政令 (決定) (財務省)
- // ○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨
時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- // ○ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置
等に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律及び行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令
等の一部を改正する政令 (決定) (同上)
- // ○ 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(決定) (財務・農林水産・経済産業省)
- // ○ 畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正
する政令 (決定) (農林水産省)

[○署名あり ☆署名なし]